

都大評発第2号
平成27年8月5日

公立大学法人都留文科大学
理事長 大谷 哲夫 様

都留市公立大学法人評価委員会
委員長 原 護
(公 印 省 略)

公立大学法人都留文科大学の平成26年度に係る
業務の実績に関する評価の結果について（通知）

このことについて、別添のとおり評価を行ったので、地方独立行政法人法第28条第3項の規定に基づき通知します。

公立大学法人都留文科大学の平成26年度
に係る業務の実績に関する評価結果書

平成27年8月5日

都留市公立大学法人評価委員会

— 目 次 —

I	評価実施の根拠法	1
II	評価の対象	1
III	評価の目的	1
IV	評価者	1
V	評価を実施した時期	1
VI	評価方法の概要	2
1	評価の実施に関する定め	2
2	評価の手法	2
3	法人の自己評価の方法	2
4	評価実施の経過	3
VII	評価の結果	3
1	総合的な評定	3
2	評価概要	3
(1)	全体的な状況	3
(2)	大項目ごとの状況	6
①	教育の質の向上に関する事項	6
②	研究の質の向上に関する事項	9
③	地域社会への貢献に関する事項	10
④	業務運営体制の改善及び効率化に関する事項	12
⑤	財務内容の改善に関する事項	14
⑥	自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する事項	16
⑦	その他業務運営に関する重要事項	17
3	法人による自己評価結果と異なる評価を行った事項	18
VIII	法人に対する勧告	19
IX	法人からの意見の申し出とその対応	19
X	項目別評価結果総括表	20

公立大学法人都留文科大学の平成26年度に係る業務の実績に関する評価結果

I 評価実施の根拠法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条

II 評価の対象

平成26年度における法人の中期計画（平成21年6月1日市長認可
計画期間：平成21年度～平成26年度）の進捗状況

III 評価の目的

法人の大学運営上の問題点、改善すべき業務を明らかにすることにより、都留文科大学（以下「大学」という。）の継続的な質的向上を促進すること及び評価を通じ社会への説明責任を果たすことを目的として行う。

IV 評価者（評価委員会委員名簿）

氏名	役職等	
原 護	委員長	きさらぎ監査法人 顧問
早 川 源	職務代理	(財)山梨総合研究所 副理事長
鵜 川 正 樹		青山学院大学大学院特任教授／博士（会計学）
加 賀 公 英		(株)文理学院 代表取締役理事長
小 林 孝 次		都留市教育委員会委員

V 評価を実施した時期

平成27年7月1日～平成27年8月5日

VI 評価方法の概要

1 評価の実施に関する定め

公立大学法人都留文科大学の業務の実績に関する評価の実施要領（平成 22 年 1 月 27 日 都留市公立大学法人評価委員会決定）

2 評価の手法

法人の自己評価の結果を活用する間接評価方式

3 法人の自己評価の方法（評価項目・評価基準及びその判断の目安の概要）

【最小単位別評価】			【大項目別評価】			【全体評価(総合的な評価)】		
①年度計画の最小項目(最大289項目)ごとの達成状況を5段階評価			②中期計画の7つの大項目ごとの達成状況を5段階評価			③中期計画全体の進捗状況を5段階評価		
評点	評語	判断の目安	符号	評語	判断の目安	符号	評語	判断の目安
5	年度計画を十二分に達成	達成度 120%以上	S	中期計画の進捗状況は優れて順調	①の評点の単純平均値4.3以上	S	中期計画の進捗状況は優れて順調	②を各大項目のウエイトで乗じた合計値4.3以上
4	年度計画を十分に達成	100%以上 120%未満	a	中期計画の進捗状況は順調	3.5以上 4.2以下	A	中期計画の進捗状況は順調	3.5以上 4.2以下
3	【標準】年度計画を概ね達成	90%以上 100%未満	b	【標準】中期計画の進捗状況は概ね順調	2.7以上 3.4以下	B	【標準】中期計画の進捗状況は概ね順調	2.7以上 3.4以下
2	年度計画はやや未達成	70%以上 90%未満	c	中期計画の進捗状況はやや遅れている	1.9以上 2.6以下	C	中期計画の進捗状況はやや遅れている	1.9以上 2.6以下
1	年度計画は未達成	70%未満	d	中期計画の進捗状況は遅れている	1.8以下	D	中期計画の進捗状況は遅れている	1.8以下

備考

1 最小単位別評価における判断の目安

- (1)年度計画が掲げる数値目標が「〇〇率 100%」であるなど、当該目標の性質上、達成度が目標を超える余地がない場合には、「達成度が 100%であったときを 5」、「達成度が 95%以上 100%未満であったときを 4」、「達成度が 90%以上 95%未満であったときを 3」、「達成度が 70%以上 90%未満であったときを 2」、「達成度が 70%未満であったときを 1」とする。
- (2)年度計画が「〇〇について検討（取り組む）する」ことを内容とするものである場合には、「当該検討の結果、他大学の模範となるような優れた効果、効用が発生したときを 5」、「当該検討の結果、何らかの効果、効用が発生したときを 4」、「当該検討の結果、期待する結果を得たときを 3」、「期待する結果を得るに至らず引き続き検討段階であるときを 2」、「取組みなしを 1」とする。
- (3)最小単位別評価の評点うち 3 以上の評点の占める割合が 90%未満の場合は、一段階下げも可とする。

4 評価実施の経過

6月24日	法人から業務実績報告書の提出
7月6日	都留市公立大学法人評価委員会開催
8月4日	評価書原案の法人提示
8月4日	評価書原案に対する法人意見の提出
8月5日	評価書の確定

Ⅶ 評価の結果

1 総合的な評定

「中期計画の進捗が順調である」のA評価

【理由】

法人の自己評価による総合的な評定は、「中期計画の進捗が順調である」となっている。

評価委員会において法人から提出された書類、法人関係者からのヒアリング等に基づきその妥当性を検証したところ、一部に進捗の遅れはあるものの、概ね順調に推移しており評価委員会の総合評定は、法人の自己評価どおりとすることが妥当であると判断した。

2 評価概要

(1) 全体的な状況

平成26年度の事業評価は、第1期中期目標の集大成ともいえる評価であり、平成27年度からスタートする第2期中期目標、中期計画の達成に向けた、分析や検証が必要となる。そこで、平成26年度の事業評価については、既に策定されている第2期中期目標を意識し、「教育の質の向上に向けた取り組み」について、「きめ細かな就職支援体制の構築」について、「(仮称)国際教育学科の新設に向けた取り組み」について、「大学の地域貢献」についての4点に主眼を置き、評価を行った。

大学淘汰の時代の中で、将来にわたって「魅力あふれる大学」であり続けるためには、地方独立行政法人法の制度における理念に沿って、PDCA(目標⇒計画⇒評価⇒業務運営への反映)のサイクルを継続的に、スピード感を持って最小単位の項目について取り組み、それを全体的な項目につなげていく必要がある。しかしながら、最小項目単位におい

て、そのような取り組みが滞り、進捗が見られないものが散見された。

まず、「教育の質の向上に向けた取り組み」については、授業評価アンケート、卒業生アンケートの分析や活用方法、教員の業績評価を給与に反映させる仕組みづくりなど、改善に向けた手法が確立できずにいるものが散見される。他大学の状況等も踏まえながら、進捗を図っていただきたい。

さらに、「教育の質の向上」には、本学の理念でもある菁莪育才の精神のもと、学生の人格を陶冶することに注力し、人間性の向上を図るような取り組みを図っていただきたい。

次に、きめ細かな就職支援体制の構築については、就職率に着目すると、大学の取り組みや昨今の求人状況の改善もあり上昇傾向にあるものの、85%の数値目標には届いていない。しかし、キャリア支援センター運営委員会を中心としたインターンシップの取り組みや、OB・OGのキャリアサポーター登録者による就職支援活動等は、参加者・登録者数の増加からも努力が伺える。学生の就職は、大学運営の成果として大きなウェイトを占め、学生が大学を選ぶ際の重要な基準となることから、進捗に遅れが見られる卒業生のアフターケアまでを含め、一貫した支援をお願いしたい。

次に「（仮称）国際教育学科の新設に向けた取り組み」については、国際化が一層進む社会情勢の中で、グローバルに活躍できる人材の育成が求められることから、平成26年度から本格化したところである。

本学の教員養成を基軸とした大学運営の伝統を継承し、今後は、国の推進する国際バカロレア教育（PYP、MYP、DP）の教員養成を行うことにより、アクティブ・ラーニングやクリティカル・シンキング教育ができる教師を育成する取り組みについて検討していただきたい。

さらに国際化を図る中で、学術交流協定締結校との留学生の派遣数、受入数ともに伸び悩んでいるが、新学科の設置や国際交流会館の建設をきっかけに、新たな大学との協定締結を含め、留学生の増加を図っていただきたい。また、留学生との交流の中で、学内の学生が語学力や国際感覚を養えるような仕組みづくりの構築について努力していただきたい。

次に「大学の地域貢献」については、SAT（学生アシスタントティーチャー）事業や都留市まちづくり交流センター内の地域交流研究センターのサテライト施設を中心として、既に幅広い分野において、学生が地域で活躍している。

今後は、COC推進機構を核に地(知)の拠点としての取り組みを加速させるとともに、都留市が掲げる大学連携型都留市版CCRCの実現に向け、生涯学習はもとより、市内の高等教育機関等と連携を図りながら、本学の知的資源を活用する中で、事業の中心的な役割を担っていただき、全国においても注目されるような先進的な取り組みを期待する。

また、これらの活動を通して地域との交流を深めるとともに、学生の実践的な指導力の向上や、社会的なコミュニケーション能力の向上を図り、前述の就職率の向上に繋げていくことを期待する。

都留市の最高規範である「都留市自治基本条例」には、大学の役割として、「市や市民等と連携、協働する中で、大学はその知的資源を最大限に活用し、都留市のまちづくりに寄与するとともに、市民と学生の交流を積極的に進め、都留市の活性化に努めること」とされている。また、大学の運営は、都留市民の税金を原資とする運営費交付金によって維持されている。このことを踏まえ、大学は、市民に支援されていることを十分に認識し、これまで以上に地域課題に対して積極的に取り組み、広く市民に還元することが必要であり、より個性的で魅力的な事業展開を図っていただきたい。

結びに、大学には、第1期中期目標期間の実績や課題を踏まえ、刻々と変化する社会情勢を敏感に感じ取り、社会の要請に応える人材を育成、輩出することで、持続的に発展することを期待する。

今後とも、理事長、学長のリーダーシップのもと、第2期中期目標が確実に達成できるような組織体制の強化を図り、不断の自己改革を実行していただくようお願いする。

(2) 大項目ごとの状況

① 教育の質の向上に関する事項

ア	教育の成果に関する目標を達成するための措置
イ	教育内容等に関する目標を達成するための措置
ウ	教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
エ	学生への支援に関する目標を達成するための措置

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
a	4.0	5点	63	39.9%
		4点	46	29.1%
		3点	34	21.5%
		2点	14	8.9%
		1点	1	0.6%
		合計	158	100.0%

ア 教育の成果に関する目標を達成するための措置

- 授業評価アンケートについては、学生の意見を聞く重要な機会であるため、実施率の向上とともに、その活用方法についても確立されたい。【5】
- 新カリキュラムの効果測定方法については、前年度から進展がみられないため、先進的な事例も参考にしながら、測定方法を早期に確立されたい。【9】
- 新カリキュラムにおけるカリキュラム・マップの作成については、前年度から進捗の遅れが見られたが、原案の作成までは至ることが出来ている。引き続き作成に取り組むとともに、社会学科、比較文化学科においても早急に対応されたい。【14】

以下に掲げる項目の進捗はやや遅れているため、迅速に実施されたい。

- ・卒業生調査の分析 【6】
- ・新カリキュラムの効果測定方法の策定 【9】
- ・安全マニュアルの作成 【10】
- ・新カリキュラムにおけるカリキュラム・マップの作成 【14】

イ 教育内容等に関する目標を達成するための措置

- 入試志願者数は、前年度の 3,814 名に対し 4,012 名と増加したが、4,500 名の目標には届かない結果となった。Benesse マナビジョンの活用による広報活動の拡大は評価できるが、国における文系をめぐる情勢も毎年大きく変化していることから、今後の動向に注視し、更なる入試志願者の増加に努められたい。【22】
- 学生メッセージ制度について、オープンキャンパスでの活躍が目立つが、大学を PR する登録者の質を保ちつつ、制度の更なる発展を図られたい。【24】
- ホームページの他言語への対応については、詳細な部分に対する英訳のみならず、留学生の受け入れ実績の多いアジア圏の言語も含めた対応を検討されたい。【27】
- 大学院生の進路希望に応じるためのカリキュラムの改善については、検討にとどまらず、進路希望を把握する中で、カリキュラムの改善に努められたい。【40】

以下に掲げる項目の進捗はやや遅れているため、迅速に実施されたい。

- ・ 学生メッセージ制度の推進 【24】
- ・ 外国人留学生向けのHP対応 【27】
- ・ 大学院生向けのカリキュラムの検討・改善 【40】

ウ 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 「授業の工夫」アンケートを実施しているが、分析が行われていない状況が続いている。大学における授業が、教育の質に直結することは言うまでもなく、早急に対応されたい。【52】
- 国際交流会館の建設をきっかけに、国際交流の推進を図るため、留学生の派遣・受入数の増加に努められたい。【58】
- 「卒業生の就職後の意識調査」の結果の活用については、大学における教育の成果や効果を図る重要な指標となり得ることから、対応を検討されたい。【65】

以下に掲げる項目の進捗はやや遅れているため、迅速に実施されたい。

- ・ 留学生受け入れ 【58】
- ・ 卒業生・雇用先の就職後の意識調査 【65】

エ 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 就職率（就職者数（進学者等を含む。）÷卒業生数×100）は、83.3%で昨年度の83.5%をやや下回った。目標の85%に近い数字ではあるが、ほぼ横ばいの状況が続いているので、キャリア支援センターにおけるサポートの充実等に努められたい。【73】
- 卒業生の就職情報のデータベース化は、社会や学生ニーズを把握するために有効な手段であるため、引き続き推進し、今後のカリキュラム編成等に活用されたい。また、保護者からすれば、当面4年間の保障ではなく、その先のサポートとしての卒業生へのアフターケアは、大変重要である。時代に合ったものとして検討がなされ、具体的な改善策に活かされていくことを期待する。【79】

以下に掲げる項目の進捗はやや遅れているため、迅速に実施されたい。

- ・ 卒業生の就職情報のデータベース化とアフターケア 【79】

② 研究の質の向上に関する事項

- | | |
|---|------------------------------|
| ア | 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 |
| イ | 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 |

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
a	4.1	5点	4	26.7%
		4点	9	60.0%
		3点	2	13.3%
		2点	0	0.0%
		1点	0	0.0%
		合計	15	100.0%

ア 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 個々の教員の研究に対する学術研究費交付金や学科の特性を生かした先進的・創造的な研究課題に対して交付される特別教育研究費交付金の交付実績については、平成23年度以降、年々減少している。この制度の活用により先進的な研究成果や創造的な研究成果の実績があげられ、「研究の質の向上」が「教育の質の向上」へとつながり、「魅力あふれる大学」づくりにつながることを期待する。【86】【87】
- 都留の地域をフィールドに様々な地域研究テーマを明確化し、取り組み、研究成果を地域へフィードバックすることは、地域貢献としても大きな成果となる。継続的な支援に努められたい。【89】【90】【91】

イ 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 教員の研究活動を促すため、研究実施体制の充実を図り、外部資金を獲得し、それらを活用した研究活動の奨励・啓発に努められたい。【96】
- 研究活動の活性化と質の向上を目的とした、研究費配分システムの構築については、重点領域研究費、特別教育研究費、若手教員研究促進費、外部資金獲得インセンティブ経費などを創設し、教員の研究の奨励・支援が実施されている。機関リポジトリとの連携により本制度の積極的な活用を期待する。【100】

③ 地域社会への貢献に関する事項

- ア 「教育首都つる」の推進に関する目標を達成するための措置
 イ 教育機関との連携に関する目標を達成するための措置
 ウ 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置
 エ 国際交流の推進に関する目標を達成するための措置

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
a→b	3.9	5点	18	37.5%
		4点	18	37.5%
		3点	5	10.4%
		2点	5	10.4%
		1点	2	4.2%
		合計	48	100.0%

※「最小単位別評価の評点平均値」が3.5以上ではあるが、「3点以上の評点が占める割合」については85.4%で90%未満であるため、評定を1段階引き下げ「b評価」とした。

ア 「教育首都つる」の推進に関する目標を達成するための措置

- 地域交流研究センターサテライトを中心とした地域交流については、引き続き推進されたい。【101】
- 都留文科大学 COC 事業（地「知」の拠点整備事業）については、COC推進機構が中心となり、独自性と先進性を充実させ、採択に向けた取り組みを強力的に推進されたい。【101】

イ 教育機関との連携に関する目標を達成するための措置

- 都留市における地域教育の大きな特色となっている SAT（学生アシスタントティーチャー）については、延べ学生数は257名であり、目標値250名を上回っている。本成果を学生の効果的な実践教育の場として、また、地域における教育の充実に向け、更なる効果的な展開を期待する。【102】
- 現在、様々な教育現場の問題が取り上げられている中、現職教員を対象とした公開講座は、地域の教育力の向上に効果的である。また、講座への参加者からその後の実践活動における効果等のデータを収集し、それを検証することにより、更なる研究成果の向上につながることを期待する。

また、SAT-C（特別支援教育の支援）では、現代的な課題への効果的な実習

の場として、また、特別支援学校教員免許課程認定をも視野に、今後とも積極的な取り組みを期待する。【103】【104】

- 学校へのインターンシップは、SAT事業との差別化を図り、学校側と連携し、教員を目指す学生の増加につなげるような取り組みとして推進されたい。【105】
- 市内小中学校向け遠隔授業については、実施に向けた取り組みを推進し、市内小中学校との交流を図りながら、大学の知的財産の還元につなげられたい。また、小中学校、高校と積極的に意見交換を実施し、市全体の教育の質の向上に努められたい。【106】～【108】

ウ 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置

- 学生や教員が自主的に地域交流、地域貢献活動を推進していくためには、地域交流研究センターサテライトの役割が大きい。特に公務員志望の学生には、地域のまちづくりへの積極的な関わりによって、地域マネジメント能力や地域をデザインする能力の向上につなげられるように取り組まされたい。【111】
- 附属図書館の市民利用について、目標値の貸出冊数は越えている。今後とも市立図書館との連携強化や市広報等を通じ広く周知を行い、一層の市民利用の促進を図られたい。【113】
- 市が設置する各種委員会等への参加により、まちづくり事業へは大学として積極的に参画している。引き続き、大学が、市施策等に積極的に関わり、大学の知的資源が有効に活用できるように取り組まされたい。【116】

エ 国際交流の推進に関する目標を達成するための措置

- 国際化の推進に向け、国際交流会館の建設をきっかけに、新たな大学との協定締結を含め、留学生の増加を図られたい。また、留学生との交流の中で、学内の学生が語学力や国際感覚を養えるような仕組みづくりの構築について努められたい。【118】
- 留学生に対しては、市と連携し、ふれあい俳句大会やふるさと時代祭への参加を促進することで、市民の異文化交流の機会を積極的に設けられたい。【121】

④ 業務運営体制の改善及び効率化に関する事項

- | | |
|---|-----------------------------|
| ア | 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 |
| イ | 教育組織の見直しに関する目標を達成するための措置 |
| ウ | 人事の適正化に関する目標を達成するための措置 |
| エ | 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 |

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
a→b	3.7	5点	6	25.0%
		4点	11	45.8%
		3点	3	12.5%
		2点	2	8.3%
		1点	2	8.3%
		合計	24	100.0%

※「最小単位別評価の評点平均値」が3.5以上ではあるが、「3点以上の評点が占める割合」については83.3%で90%未満であるため、評定を1段階引き下げ「b評価」とした。

ア 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 各種委員会の見直しについては、総合企画室や経営企画課の改組・新設等、事務組織の見直しとともに、適切かつ効果的な運用ができるよう整備されたい。【125】
- 会計業務に関し、監査法人に指導・助言業務を委託し、定期的に会計処理等の確認を受けていることは、適正な経理運営の面で評価できる。【133】
- 監査室職員の研修が過年度から未実施となっているが、職員の質の向上は、業務の改善につながるため、早急に実施されたい。【134】

以下に掲げる項目の進捗はやや遅れているため、迅速に実施されたい。

- ・ 監査室職員の研修実施 【134】

イ 教育組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 大学の今後の在り方検討委員会の答申を受けての取り組みについては、やや進捗に遅れが見られるが、(仮称)国際教育学科の新設をはじめ、「魅力あふれる大学」づくりに向け、学部学科、研究科のあり方について、今後も継続的に検討されたい。

【135】

ウ 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 計画的な大学固有の職員採用を継続し、市からの派遣職員については、市と協議しバランスを考慮しながら、適切な職員配置に努められたい。【142】
- 教員の業績評価システムの確立については、将来的に給与に反映させることが出来る仕組みづくりに向け、他大学の先進事例を調査し、進捗を図られたい。【144】

以下に掲げる項目の進捗はやや遅れているため、迅速に実施されたい。

- ・ 教員の業務実績を給与に反映できる仕組みの構築 【144】
- ・ 大学ホームページ上に公開した教員の研究・教育実績一覧項目の見直し 【144】
- ・ 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策の検討 【148】

エ 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 事務職員の専門性を高めるため、組織的に能力開発に取り組む SD（スタッフ・ディベロップメント）活動については、特に大学固有の職員の参加を促し、プロフェッショナルの育成に努められたい。【150】
- アウトソーシングの活用については、費用対効果の検討を念頭に実施されたい。活用している附属図書館については、夜間、休日の利用を呼びかけ、利用者の増加に努められたい。【152】

⑤ 財務内容の改善に関する事項

- | | |
|---|----------------------------|
| ア | 運営費交付金に関する目標を達成するための措置 |
| イ | 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 |
| ウ | 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 |
| エ | 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 |
| オ | 剰余金の適切な活用に関する目標を達成するための措置 |

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
a→b	3.6	5点	3	21.4%
		4点	6	42.9%
		3点	2	14.3%
		2点	3	21.4%
		1点	0	0.0%
		合計	14	100.0%

※「最小単位別評価の評点平均値」が3.5以上ではあるが、「3点以上の評点が占める割合」については78.6%で90%未満であるため、評定を1段階引き下げ「b評価」とした。

ア 運営費交付金に関する目標を達成するための措置

- 運営費交付金の範囲内で、自主的、自立的な運営の実施がされていることは評価できる。今後も、効率的な法人運営と財務基盤の強化に努められたい。【154】

イ 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 知的財産（特許等）の活用については、規程を早急に整備したうえで、多様な収入源の確保に向けて取り組まれたい。【158】【159】

以下に掲げる項目の進捗はやや遅れているため、迅速に実施されたい。

- ・ 知的財産権の取り扱いについての規程の整備 【158】【159】

ウ 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 年間を通じた経費削減計画を策定し、経費の削減に努められたい。【160】
- 財務経営状況や会計制度に関する研修については、教職員の参加を促し、コスト意識、財務に関するモラルの向上に努められ、教職員の更なる資質向上が図られることを期待する。【161】

エ 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置

- 保有資産の有効活用について更なる効率化を図られたい。備品等の貸出の有料化に際しては、需要を踏まえたうえで、適切な料金設定に努められたい。【163】
- 資金運用については、定期預金以外の資産運用について検討し、更なる効率的な運用を図られたい。【165】

オ 剰余金の適切な活用に関する目標を達成するための措置

- 剰余金の使途は「教育研究の質の向上及び組織運営の改善」について承認されている。教育研究の充実発展に向けての新たな戦略的事業が、図書館エントランス、2号館の改修などハード事業に留まっているため、ソフト事業を含め、更なる剰余金の有効かつ柔軟な活用に努められたい。【167】

⑥ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する事項

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
a	3.6	5点	0	0.0%
		4点	3	60.0%
		3点	2	40.0%
		2点	0	0.0%
		1点	0	0.0%
		合計	5	100.0%

- 地方独立行政法人法の制度としての基本理念の柱の一つは「透明性」である。自己点検・評価については、事業報告書がホームページで公表されているが、事業報告書は、よりわかりやすい形で公表することに努められたい。【168】

⑦ その他業務運営に関する重要事項

- ア 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置
- イ 安全管理に関する目標を達成するための措置
- ウ 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置
- エ 環境への配慮に関する目標を達成するための措置

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
a	4.1	5点	8	32.0%
		4点	13	52.0%
		3点	2	8.0%
		2点	2	8.0%
		1点	0	0.0%
		合計	25	100.0%

ア 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 施設のライフサイクルコストを抑えていくよう、保守や修繕の実施を図り、総合的な既存施設の改修や整備に努められたい。【172】【174】
- 学生食堂における100円朝食の提供など、学生アンケートに基づくメニューの改善は評価できる。【177】

イ 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 全学的な危機管理体制については、防災行動マニュアルの配付等、順調に体制作りがなされている。【178】【179】

ウ 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 情報セキュリティポリシー関係規程等の整備については、昨年度から進展が見られない。昨今の個人情報流出事件等に鑑み、早急に取り組まされたい。【184】

以下に掲げる項目の進捗はやや遅れているため、迅速に実施されたい。

- ・情報セキュリティポリシー関係規程等の整備 【184】

エ 環境への配慮に関する目標を達成するための措置

- 廃棄物削減計画の策定は、平成 24 年度から進捗が見られないので、早急に取り組みたい。【188】
- 学生卒業時の不用品リサイクルのための場所の提供、処理業者への委託料の支出などの支援が実施されていることは、環境へ配慮した取り組みとして、また、学生の環境に対する意識の向上につながるものとして評価できる。しかし、日常生活におけるゴミ出しのマナーなど、市民とのトラブルになりかねないケースもあるので、意識の向上を図りたい。【189】

以下に掲げる項目の進捗はやや遅れているため、迅速に実施されたい。

- ・ 廃棄物削減計画の策定と実施 【188】

3 法人による自己評価結果と異なる評価を行った事項

第1 教育の質の向上に関する事項

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

- 引き続き、卒業生調査の分析結果を大学教育に活かす。【6】 3 → 2

(2) 教育内容に関する目標を達成するための措置

- 次年度のアカデミック・スキルズの増クラスについて検討する。【34】 4 → 5

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 大学施設整備計画を策定する。【53】 4 → 3

第4 業務運営体制の改善及び効率化に関する事項

(2) 教育組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 大学の今後の在り方検討委員会の答申書の具体案を検討する。【135】 2 → 3

第7 その他業務運営に関する事項

(1) 施設整備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 大学施設整備計画を策定する。(再掲) 【174】 4 → 3

VII 法人に対する勧告

なし

IX 法人からの意見の申し出とその対応

平成27年8月4日に評価書原案を法人に提示し意見照会を行った結果、同日付で、「意見はない」旨回答があったことから、評価書原案を評価書として確定した。

X 項目別評価結果総括表

(別表のとおり)

注1：「VII 評価の結果 1 総合的な評定」欄には、全体評価に係る評定及びその理由を記載する。

注2：「VII 評価の結果 2 概況」欄には、当該年度の法人の業務運営における特徴的な事項、長所、問題点等に関し、評価の目的を達成するため、説明を付すことが適当と判断した事項、特記することが適当と判断した事項等について記載する。

注3：「VIII 法人に対する勧告」は、法人に対し必要な措置を求める必要があると判断した事項について記載する。

平成26年度の事業年度評価に係る項目別評価結果総括表

(大項目) (中項目)	区分	① 中期計画 項目数	② 最小単位 別評価の 対象項目 数(年度計 画項目数)	③ 最小単位別評価の評点の内訳(個数)						⑨ 最小単位 別評価の 評点平均 値	前年	⑩ 最小単位別評価の評点の内訳(構成割合(%))							前年	⑬ 大項目別 評価 (評定)	⑭ 大項目 のウエ イト
				④ 5点	⑤ 4点	⑥ 3点	⑦ 2点	⑧ 1点	計			⑩ 5点	⑪ 4点	⑫ 3点	⑬ 2点	⑭ 1点	計	⑮ 3点以上の 評点が占 める割合			
第1 教育の質の向上		85	158	63	46	34	14	1	158	4.0	3.7	39.9	29.1	21.5	8.9	0.6	100.0	90.5	88.4	a	0.2
1 教育の成果に関する目標を達成するための措置		21	47	24	8	11	4	0	47	4.1	3.6	51.1	17.0	23.4	8.5	0.0	100.0	91.5	83.0		
2 教育内容等に関する目標を達成するための措置		27	43	12	16	12	3	0	43	3.9	3.8	27.9	37.2	27.9	7.0	0.0	100.0	93.0	92.7		
3 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置		19	43	19	11	8	4	1	43	4.0	3.9	44.2	25.6	18.6	9.3	2.3	100.0	88.4	90.5		
4 学生への支援に関する目標を達成するための措置		18	25	8	11	3	3	0	25	4.0	3.6	32.0	44.0	12.0	12.0	0.0	100.0	88.0	88.0		
第2 研究の質の向上		15	15	4	9	2	0	0	15	4.1	4.1	26.7	60.0	13.3	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	a	0.2
1 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置		6	7	2	5	0	0	0	7	4.3	4.3	28.6	71.4	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0		
2 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置		9	8	2	4	2	0	0	8	4.0	4.0	25.0	50.0	25.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0		
第3 地域社会への貢献		21	48	18	18	5	5	2	48	3.9	3.9	37.5	37.5	10.4	10.4	4.2	100.0	85.4	91.7	a→b	0.1
1 「教育首都つる」の推進に関する目標を達成するための措置		1	2	1	1	0	0	0	2	4.5	4.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0		
2 教育機関との連携に関する目標を達成するための措置		9	14	6	6	0	1	1	14	4.1	4.3	42.9	42.9	0.0	7.1	7.1	100.0	85.7	92.9		
3 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置		7	18	10	4	4	0	0	18	4.3	3.9	55.6	22.2	22.2	0.0	0.0	100.0	100.0	94.4		
4 国際交流の推進に関する目標を達成するための措置		4	14	1	7	1	4	1	14	3.2	3.6	7.1	50.0	7.1	28.6	7.1	100.0	64.3	85.7		
第4 業務運営体制の改善及び効率化		32	24	6	11	3	2	2	24	3.7	3.5	25.0	45.8	12.5	8.3	8.3	100.0	83.3	87.5	a→b	0.2
1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置		13	7	1	5	0	0	1	7	3.7	3.6	14.3	71.4	0.0	0.0	14.3	100.0	85.7	85.7		
2 教育組織の見直しに関する目標を達成するための措置		2	2	1	0	1	0	0	2	4.0	3.5	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	100.0	100.0	50.0		
3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置		13	11	4	3	1	2	1	11	3.6	3.5	36.4	27.3	9.1	18.2	9.1	100.0	72.7	90.9		
4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置		4	4	0	3	1	0	0	4	3.8	3.3	0.0	75.0	25.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0		
第5 財務内容の改善		14	14	3	6	2	3	0	14	3.6	3.2	21.4	42.9	14.3	21.4	0.0	100.0	78.6	78.6	a→b	0.2
1 運営費交付金に関する目標を達成するための措置		1	1	1	0	0	0	0	1	5.0	3.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0		
2 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置		5	4	1	1	0	2	0	4	3.3	3.0	25.0	25.0	0.0	50.0	0.0	100.0	50.0	50.0		
3 経費の抑制に関する目標を達成するための措置		3	4	1	3	0	0	0	4	4.3	3.8	25.0	75.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0		
4 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置		3	3	0	0	2	1	0	3	2.7	2.7	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0	100.0	66.7	66.7		
5 剰余金の適切な活用に関する目標を達成するための措置		2	2	0	2	0	0	0	2	4.0	3.5	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0		
第6 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供		4	5	0	3	2	0	0	5	3.6	3.6	0.0	60.0	40.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	a	0.05
第7 その他業務運営		19	25	8	13	2	2	0	25	4.1	4.0	32.0	52.0	8.0	8.0	0.0	100.0	92.0	87.5	a	0.05
1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置		6	8	2	5	1	0	0	8	4.1	3.8	25.0	62.5	12.5	0.0	0.0	100.0	100.0	83.3		
2 安全管理に関する目標を達成するための措置		3	7	5	2	0	0	0	7	4.7	4.6	71.4	28.6	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0		
3 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置		5	3	1	1	0	1	0	3	3.7	3.5	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0	100.0	66.7	75.0		
4 環境への配慮に関する目標を達成するための措置		5	7	0	5	1	1	0	7	3.6	3.7	0.0	71.4	14.3	14.3	0.0	100.0	85.7	85.7		
単純合計(ウェイト非考慮)		190	289	102	106	50	26	5	289	3.9	3.7	35.3	36.7	17.3	9.0	1.7	100.0	89.3	89.2		
全体評価(総合的な評定)										3.9	3.7	27.9	44.9	15.8	9.2	2.2	100.0	88.6	89.4	A	1.00

